

東京都北区商店街地域応援団支援事業運営要綱

7北地産第3573号
令和8年3月31日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地域コミュニティの核となる区内（以下「区内」という。）の商店街を支え発展させていくため、商店街のイベント運営や事業活動に積極的に関わりたい人と商店街をつなぐ役割を担う東京都北区商店街地域応援団制度を設置・活用することで、地域活性化の新たな可能性を創出する。

(定義)

第2条 この要綱において、「商店街応援団」とは、第5条により商店街応援団として北区商店街地域応援団登録簿（以下「登録簿」という。）に登録した者をいう。

2 この要綱において、「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
- (3) 区内の商店街連合会及び商店街振興組合連合会
- (4) 次に掲げる要件に該当するもの

ア 区内の一定区域（以下「当該区域」という。）で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

イ 社会通念上消費者により、まとまった買い物の場として認識されていること。

ウ 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

エ 当該区域で活動を行うための会則又は規約、役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿を有していること。

3 この要綱において、「保護者」とは、親権者、未成年後見人又はそれに準ずる者であつて、当該未成年者を現に監護する者をいう。

(活動内容)

第3条 商店街応援団活動（以下「応援団活動」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 商店街活動に関する補助及び企画運営
- (2) 商店街の情報発信に関する補助及び企画運営
- (3) 商店街運営に関する補助
- (4) その他、区長が特に必要と認めたもの

(登録要件)

第4条 商店街応援団は、第1条の目的に合致し、かつ、次の要件を満たす者とする。

- (1) 商店街に興味・関心があり、商店街振興への熱意がある者
- (2) 区内に居住、通勤又は通学している満15歳以上の者(中学生を除く。)又は区内に本拠地を置く地域団体等の構成員で満15歳以上の者
- (3) 政治、宗教又は営利の目的をもって応援団活動を行わない者
- (4) 東京都北区暴力団排除条例(平成24年6月東京都北区条例第24号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではない者。

(登録)

第5条 商店街応援団として登録を希望する者は、北区商店街地域応援団活動登録(更新)申込書(別記第1号様式)により、区長に申し込まなければならない。この場合において、18歳未満の者が当該申し込みをするときは、当該申込者の保護者の同意を要するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申し込みを受けたときは、申し込みの内容を審査し、登録が適当と認めた場合は、当該申込者を登録簿に登録するものとする。

(登録証)

第6条 商店街応援団には、北区商店街地域応援団登録証(別記第2号様式)を発行する。

- 2 商店街応援団が活動を行う場合は、当該登録証を携帯しなければならない。
- 3 第10条の規定により登録を取り消された者は、当該登録証を返還しなければならない。

(登録期間)

第7条 商店街応援団の登録期間は、区長が登録簿に登録を行った日から当該登録を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、商店街応援団から期間満了の日までに登録の取消しの意思表示がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 登録簿に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)に基づき適切に保護するとともに、本人の同意なしに他の目的に利用してはならない。

(変更等の届出)

第9条 商店街応援団は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り消す場合は、北区商店街地域応援団登録内容変更・登録取消届(別記第3号様式)を速やかに区長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第10条 区長は、商店街応援団が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消し、北区商店街地域応援団登録取消通知書（別記第4号様式）により、商店街応援団に通知する。

- (1) 商店街応援団として遵守すべき法令等に違反したとき。
- (2) 商店街応援団として信用を失墜する行為があったと認められるとき、その他商店街応援団として適切でないと認められるとき。
- (3) 商店街応援団から前条の規定による登録を取り消す届出があったとき

(活動の単位)

第11条 応援団活動は、原則1日につき1時間以上とする。

(活動場所)

第12条 第14条の規定による派遣承認を受けた者が指定する場所

(派遣申請)

第13条 商店街応援団の派遣を申請する商店街（以下「派遣申請者という。」は、北区商店街地域応援団派遣申請書（別記第5号様式）により、区長に申請するものとする。

(派遣承認)

第14条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、北区商店街地域応援団派遣承認・不承認通知書（別記第6号様式）により、派遣申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、特定の政党の利害に関するもの又は特定の宗教を支持するものに関しては、商店街応援団の派遣を行わないものとする。

(派遣申請者の責務)

第15条 派遣申請者は、応援団活動に際して、事故の防止に努め、安全に十二分配慮しなければならない。

(派遣報告)

第16条 派遣申請者は、応援団活動終了後、速やかに北区商店街地域応援団派遣報告書（別記第7号様式）を区長に提出しなくてはならない。

(派遣内容の変更)

第17条 派遣申請者は、第13条の規定による申請の内容に変更が生じた場合又は活動

ができなくなった場合は、速やかに区長に申し出なければならない。

(派遣承認の取消し)

第18条 区長は、派遣申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、派遣承認を取り消し、北区商店街地域応援団派遣取消通知書（別記第8号様式）により、派遣申請者に通知する。

- (1) 第3条の各号に規定する活動内容に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により商店街応援団の派遣承認を受けたとき。
- (3) その他区長が商店街応援団を派遣するに当たって、著しい支障が生じると認めるとき。

(守秘義務)

第19条 商店街応援団及び派遣申請者は、応援団活動により知り得た個人情報、その身上に関するの秘密を他に漏らしてはならない。応援団活動終了後も、また、同様とする。

(北区デジタル地域通貨ポイントの付与)

第20条 区長は、第16条に規定する派遣報告の内容を審査し、事業の目的に適合すると認められた時、第3条の活動の実績に応じて北区デジタル地域通貨ポイント（以下「ポイント」という。）を商店街応援団に付与することができる。

- 2 ポイントは、1ポイントあたり1円として年間5,000ポイントを付与上限とする。
- 3 区長は、商店街地域応援団が虚偽その他不正な行為によりポイントの付与を受けた場合は、その者から当該ポイント相当分を返還させるものとする。

(ボランティア保険の加入)

第21条 区長は、商店街応援団を被保険者としてボランティア保険に加入するものとする。

(事務局)

第22条 事務局は産業経済文化部産業振興課に置く。

(その他)

第23条 この要綱に定めのない事項については、産業経済文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。